

「仮称）札幌市子どもの貧困対策計画」の策定に係る
札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：平成29年8月31日（木）午後6時30分開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 3階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の渡辺と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、委員の方々のうち、水岡委員、三浦委員、鈴木委員、大澤委員、加藤委員が所用により欠席との連絡をいただいております。

ここで、今年6月に新たに委員に就任されました箭原委員をご紹介します。

○箭原委員 今年5月に札幌市母子寡婦福祉連合会の理事長に就任いたしました箭原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 続きまして、事務局からとなりますが、子ども育成部長の有塚よりご挨拶を申し上げます。

○有塚子ども育成部長 皆さん、お晩でございます。

子ども未来局子ども育成部長の有塚と申します。

委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中、本日、児童福祉部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様には、日頃から、本市行政、とりわけ児童福祉行政の推進に特段のお力添えをいただきまして、まことにありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

昨年度は、「仮称）札幌市子どもの貧困対策計画」策定に向けた実態調査につきまして、この児童福祉部会におきまして、様々なご議論をいただきながら進めてまいりました。本日の会議では、その実態調査の結果をご報告させていただきますとともに、実態調査から確認された課題等に基づきまして、本市の取組の方向性、施策体系を整理した計画素案の概要につきましてご説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、専門的かつ客観的な見地から様々なご意見等を頂戴できればと考えておりますので、本日は何とぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 本日の議題は、「仮称）札幌市子どもの貧困対策計画」についてでございます。

会議の資料としましては、会議の次第、委員名簿に続き、資料1から資料4までとなっております。不足がありましたらお知らせください。

また、会議の公開、非公開についてでございますが、本日の議題では個人情報等を扱う予定が特にないことから、そのことを踏まえて議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事の進行は松本部会長をお願いいたします。

2. 議 事

○松本部会長 今日の議事は、「仮称）札幌市子どもの貧困対策計画」1点でございます。

それで、確認ですけれども、議事は公開で進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松本部長 今日趣旨ですけれども、私の理解では、計画を決めるということではなくて、現在の進捗状況について、調査結果も含めてご報告いただいて、臨時委員の方も含めて自由にご意見をいただいて、今後の作業に取り組んでいくということによろしいでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) はい。

○松本部長 今から事務局のご説明をいただいて、それについて、それぞれのお立場から自由にご発言をいただきまして、最後に、今後の進め方について確認することになるかと思えます。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) それではまず、「仮称)札幌市子どもの貧困対策計画」策定に係る実態調査の実施結果についてご説明いたします。

お手元の資料1の報告書では分量が多く全てを説明することができないため、資料2によりいくつかの項目に限って説明させていただきます。

資料1につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

実態調査は、市民アンケート調査、支援者ヒアリング、座談会の三つの方法で実施いたしました。

今年6月に実施結果を公表し、皆様にも送付申し上げましたが、本日改めてご説明いたします。

まず、市民アンケート調査は、昨年10月から11月にかけて実施し、配付数は1万6,326件、回収数は9,010件、回収率は55.2%となっております。

市民アンケートの主な結果について、資料2の表をご覧いただきたいと思いますが、回答のあった世帯全体と、そのうち市民税非課税世帯の結果を対比して掲載しております。

家計の状況では、「どちらでもなくぎりぎり」または「赤字」と回答した割合がアンケート全体でも約63%あり、また、非課税世帯では約82%と大変厳しい状況が確認されました。

保護者の健康状態等につきましては、「健康」と回答した割合がアンケート全体では約80%である一方、非課税世帯では約70%と10%ほどの差が生じています。

子どもにどの段階まで教育を受けさせたいかという問いに対しては、非課税世帯では「高校」と回答した割合が高く、「大学またはそれ以上」と回答した割合が低くなっております。

右下の区役所などの相談の窓口の認知度につきましては、非課税世帯において、「相談先や方法を知らなかった」と回答した割合が高くなっており、支援を必要とする世帯がかえってその情報を得られていなかったり利用できていない傾向が見てとれます。

続いて、裏ページの支援者ヒアリングの主な実施結果をご説明いたします。

子どもの成長・発達の各段階において、関わりの深い26か所の支援機関・団体に対して実施しました。

その結果としては、保護者が抱える課題等では、「行政や民間の支援策について知らない、知っていても繋がりがたがらない」などの意見が出されました。

子どもが抱える課題等では、「基本的な生活習慣が身についていない」ことなど、世帯が抱える課題等では、「困難な状況が親から子どもに引き継がれる」ことなど、支援にあたっての課題等では、「支援が必要な世帯に情報が届いていない」、今後必要となる支援では、「家庭・学校以外の子どもの居場所」などが挙げられました。

続いて、座談会についてです。

生活保護の需給や奨学金の受給を経験した若者を対象に計4回実施いたしました。そこで出てきた意見をまとめた今後の方向性としては、居場所があり、そこで人と繋がり、必要な支援が得られる体制、また、子どもの貧困はお金だけでは解決できないという大きく2点が示されたところでございます。

以上が実態調査結果の概要となります。

これら実態調査を通じて、様々な課題や今後必要となる支援など貴重なご意見を伺うことができました。これらを踏まえた課題や今後の取組の方向性などにつきましては、次の素案の概要の中でご説明いたします。

続いて、「札幌市子どもの貧困対策計画」の素案の概要ですが、内容としては、骨子に相当するものとなりますが、これについて説明いたします。

資料3をご覧ください。

まず、1の計画の策定につきまして、国の法律及び大綱の趣旨を踏まえ、札幌市の地域の状況に応じた施策の一つとして、子ども等の貧困対策の観点から必要な施策を取りまとめた実施計画として策定するものです。

札幌市において特徴的なことは、札幌市は子どもの権利条例を制定しており、なおかつ、「札幌市子どもの貧困対策計画」を単独計画として策定しますが、これは政令市では札幌市のみとなります。そのことから、計画の策定に当たっては、子どもの権利条例の趣旨も踏まえて策定してまいります。

計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間と考えております。

続きまして、2の本市の現状では、主な実態調査結果を掲載しておりますが、この結果を受けた状況、課題と支援の方向性、具体的な施策の案については、後ほど2枚目でご説明いたします。

なお、実態調査を整理した結果を資料4として配付しておりますので、これも後ほどご確認いただければと存じます。

実態調査を受けて、計画の基本理念、「子どもの貧困」のとらえ方、計画の対象、取組の視点を3で整理いたしました。

基本理念は、全ての子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく豊

かに成長・発達していく権利が認められています。札幌市は、子どもの視点に立って、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら夢と希望を持って成長していくことができるまちを目指して最善の努力をしております。

次に、この計画では、子どもの貧困をお金のないという経済的な側面にとどまらず、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境、子どもが学び成長するために必要な参加、経験の機会への様々な不利、制約、困難と結びつき、子どものこれからの成長や将来的な自立にも影響を与えるものと捉えることとしております。

この計画の対象は、貧困に起因する困難を抱えている、あるいは、将来、そのおそれがある子ども・若者とその家族としております。

なお、ここでの子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から社会的自立へ移行する年齢層として概ね20歳代前半までの年齢としています。

次に、取組を進めるに当たっての視点を3点設定しています。

視点1として、困難を抱える子ども・世帯が必要な支援に繋がるための連携や相談体制の充実を図ること。視点2として、現に困難を抱える子ども・世帯はもとより、将来の困難を予防する観点も取り入れること。切れ目のない支援を実施すること。視点3として、特に配慮を要する子ども・世帯へのきめ細かな支援としています。

次に、実態調査から確認された課題に基づき、施策の体系を次のように整理いたしました。

4に移りますが、基本施策1では、困難を抱える子ども・世帯を各種支援事業、施策につなげるための取組となり、全ての子どもの貧困対策を進める上での共通となるものと考えております。

基本施策2から基本施策4では、子どもの貧困対策に資する事業、取組を展開いたします。

また、基本施策5では、社会的擁護を必要とする子どもなど、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組で一つの整理といたしました。

この詳細は、2枚目で改めてご説明いたします。

最後に、5として、計画を推進するため、指標の設定や普及啓発、第三者による検証、子どもの貧困に関わる情報の収集という4点の実施に努めてまいります。

続いて、2枚目をご覧ください。

実態調査結果から確認された困難を抱えている世帯の状況で、課題と支援の方向性、具体的な施策を整理したものです。

1番左側が実態調査の結果を受けた困難を抱えている世帯の状況・課題で、大きく七つに整理いたしました。それらの状況・課題から導かれる支援の方向性をその横に、そこから施策体系につなげております。

一つ目の課題は、相談支援についてです。相談する人がいなかったり、支援制度を知らないなどの社会的孤立の傾向にあること、困難を抱えている世帯の把握が難しくなってい

ること、相談窓口への生きづらさなどが課題としてあります。

このため、支援の方向性を子ども・家庭と関わる様々な関係者が気付き、働きかける体制の充実、情報を届けるための工夫、地域や関係団体などとの連携としまして、基本施策1を、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進といたしました。

施策は二つに分けており、施策1-1では、妊娠期から子育て期にかけての相談支援の取組や学校における相談支援などとの取組を掲載いたします。

施策1-2では、要保護児童対策地域協議会などとの連携に加えて、子ども・世帯と関わる関係者に子どもの貧困対策への理解を深めていただくための研修の実施などの取組を掲載いたします。

二つ目の課題は、就学前の子育てについてです。実態調査から、核家族化の進展による保護者の負担増や孤立化の傾向などが見られました。このため、支援の方向性を、産前産後を通じた子ども、保護者への包括的な支援や、安心して子どもを預け働ける環境の整備としております。

三つ目の課題は、主に学齢期の子どもの学びについてです。授業以外では全く学習しないなど、学習習慣が未定着であったり、授業の理解度にも差がある傾向が確認されました。このため、支援の方向性を学習意欲の向上に寄与する様々な学習機会の提供や、安心して教育を受けられる活用の整備としております。

四つ目の課題は、居場所と体験についてです。子どもの社会性や生活習慣の定着に向けた学校や家庭以外でモデルとなる大人と関わるができる機会の重要性などが課題として挙げられています。このため、学校や家庭以外の居場所づくりの促進や、多様な学び、交流活動への支援を取組の方向性としております。

以上の課題2から課題4を受けまして、基本施策2を子どもの育ちと学びを支える取組の推進といたしました。

施策は三つに分けており、施策2-1では、課題2に対応するもので、各種の健診事業や子どもの医療費助成、保育サービスなどの取組を掲載します。

施策2-2では、課題3に対応するもので、各種学習支援の取組や就学援助、奨学金などの経済的支援の取組などを掲載します。

施策2-3は、課題4に対応するもので、子どもの居場所づくりの推進に向けた取組などを掲載します。

五つ目の課題は、若者の社会的自立についてです。世帯状況により進学への意識に差が見られること、人や情報と繋がることのできる居場所などが課題として挙げられています。このため、就学や就労の希望を実現するための支援や、社会的自立に向けた支援の充実を取組の方向性としており、基本施策3を困難を抱える若者を支える取組の推進といたしました。

施策3-1では、中学校卒業以降の進路支援や就職支援の取組を掲載いたします。

六つ目の課題は、保護者や家庭の生活基盤の確保についてです。教育資金の準備状況に差が生じているなど、世帯の経済状況が子どもに影響を与えていることが挙げられています。このため、支援の方向性を保護者への就労支援や各種手当の給付などとしており、基本施策4を保護者への就労や生活基盤の確保といたしました。

施策は二つに分けております。施策4-1では、生活困窮者やひとり親、子育て女性への就労支援などを掲載いたします。

施策4-2では、児童手当、児童扶養手当などの手当給付や、市営住宅への優先入居などを掲載いたします。

七つ目の課題は、特に配慮を要する世帯への支援についてです。社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護受給世帯は、様々な困難を抱えやすい傾向にあることが課題として挙げられています。国の大綱でも、これらの子どもの支援を要する緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるとしておりますので、支援の方向性をこれらの子ども・世帯への生活状況等に応じたきめ細かい支援の実施として基本施策5を特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進といたしました。

施策は三つに分けております。

施策5-1では、児童相談体制の強化などの取組を掲載いたしました。

施策5-2では、ひとり親家庭への就業機会の創出や日常生活の支援などの取組を掲載いたします。

施策5-3では、生活困窮者への自立支援や被保護者への就労支援などを掲載いたします。

以上が「札幌市子どもの貧困対策計画」の素案概要でございます。

なお、この概要は、計画の骨子となるものですから、施策の主な取組は項目のみの記載としていることをご理解いただきたいと思います。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○松本部長 どうもありがとうございます。

今日の終了予定時間は概ね8時です。もちろん議論の状況によっては若干の延長はあり得えますが、残された時間は1時間半強ありますので、じっくり議論できればと思います。

議論の前に、今後の見通しがわかっていた方が発言しやすいと思うのです。もちろん最後に改めて今後のスケジュールについて確認がありますが、今後どのような形でこれが動いていくのか、また、こういう場で集まるとしたらどういうタイミングが次に予定されているかを最初に確認して、それを前提にご発言いただければと思っています。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まず、本日ご意見をいただいた後、明日の10時から子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただきます。委員の皆さんには、連日の会議となります。恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

その後、具体的な取組や成果指標なども検討の上、記載した計画案の作成に取りかかってまいります。

日程については、今の時点で確かなことは申し上げられませんが、10月から11月くらいにかけてになるかと思えます。また、計画案の作成についても、この部会でご意見をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

その後、パブリックコメントを実施しまして、年度末までには計画を作成したいと今のところ考えております。

○松本部部长 年度末には計画の策定、その前にはパブコメ、もう少し踏み込んだ具体的な計画案を作成する段階でもう一度集まって意見をいただくということです。それがなるべく早くということですが、10月から11月、年内のどこかという形かと思えます。もちろん、それは作業の進捗状況で、ここでいつとは言えないので、秋以降ということでご了解いただければと思います。

計画案も多岐にわたりますし、調査資料も大部ですから、先に調査結果について意見交換して、その後、計画案も含めてご議論いただくという風にできればと思います。

まず、調査結果の内容について、ご質問やご意見があればお願いします。

(発言する者なし)

○松本部部长 それでは、私からご質問します。

大変大部な資料ですけれども、まず、進め方とも関わりますが、6月に出された資料1の実施結果は差し当たりの報告で、全体の単純集計と非課税世帯の内数という形で出されています。これは、今後もう少し詳しい所得階層と分析を出した報告書は刊行されるご予定でしょうか。それとも、これはこれとして一旦止めることになりますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 実態調査の実施結果につきましては、資料1のとおりと考えております。資料4として別紙をお配りしているものがございますが、ここでは、アンケートに回答をいただいた全体の結果と、そのうちの非課税世帯、もう一つ、ひとり親世帯の結果を比較して掲載しています。

計画案の本書には、これから検討を進めなければなりませんけれども、資料4の形で何がしかの掲載をできればと考えているところでございます。

○松本部部长 家族類型や所得階層別の分析をどうするか、まだ決めていないということですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） はい。

○松本部部长 わかりました。

もちろんお仕事の進捗状況がありますけれども、最終的にはもう少し踏み込んだ分析があればいいなと思うことと、個人的にはそういうことで私にもできることがあればと思っています。

それから、中身ですけれども、ここはもう少し丁寧に出したらどうかと思うようなところですが、一つは資料1の11ページになりますが、お母さんとお父さんの勤務形態があります。お母さんの夜勤、休日出勤の状況を見たときに、2歳、5歳で早朝勤務、夜間勤務されている方が結構いらっしゃるのです。これは、ひとり親を抜き出した分析をす

るとどのようになるかわかりませんが、北海道の資料で同じようなところで、ひとり親の方が結構高いのです。ひとり親の方が早朝、夜勤を持たれています。つまり、子育てをするときの手当とか時間の問題はとても大きくて、特に早朝・夜間勤務をされていることと、13ページの上から三つ目の表の受診抑制で、「病院等を受診した方がいいと思ったが受診させなかった経験（過去1年間）」で、「あった」という方が全体の18%ですけれども、2歳、5歳でも14.3%、17.5%と結構多いのです。その理由の欄の2歳、5歳を見ますと、「他の子どもの世話で時間がなかった」「仕事で時間がなかった」があります。医療の問題と保育の問題と両方に重なることだと思うのですが、この辺りで色々な自治体が持っている施策のあり方を考えたときに、とても大きなことではないかと思うわけです。

それとの関連で、次のページをめくっていただきまして、ご本人が「病院を受診した方がよいと思ったが受診しなかった経緯（過去1年間）」ですけれども、「あった」というのが大体半分くらいで、子どもが小さいほど高いのです。子どもが2歳のときが一番高いのです。小2、小5、中2、高2と行くほど下がるのです。小さい子どもを抱えている中で、ご自身の健康にダメージが出てくる、弊害が出てくることあるかと思えます。それもどう理由かという、お仕事と他の子どもの世話です。

ご自身あるいは子どもが病気になったときの受診と保育の関係をどう風にか考えたらいいかで貴重なデータではないかと思いました。もちろん、それぞれ貴重なデータだと思うのですが、この辺をもう少し活かして、前に出していくようなことがあってもいいのではないかと思ったのが一つです。特に自治体が持っている母子保健や医療助成、保育と関わるかと思えます。

前座で口火を切りましたが、他に何かお気づきのことがあればご指摘いただいて、ざっとご指摘をいただいてから、もう少し施策も含めてご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○川田委員 北海道大学で発達心理学を専門しています川田です。

今回の調査では、2歳、5歳の乳幼児の調査に関わらせていただいたのですが、今の松本部会長の発言とあわせて、資料1の34ページの1番上の表を見ていただくと、「日頃立ち話しをするような付き合いの人がいるか」という項目で、これも2歳では1番右の「そのような人はいない」が15.6%、6人に1人くらいとなっています。5歳になると半分くらいになります。今回、乳幼児の調査用紙をつくるに当たって、当初はそれぞれの年齢から薄くとる計画だったので、もう少し発達段階の節をつかもうと考えました。

それで、5歳は、就学の前ですから押さえるとして、それ以外でどこをとるかというときに2歳としました。この2歳というのは、子どもの発達上、乳児から幼児に向かうところで、子どもの自立にとって非常に重要な時期です。一方で、自分の意思是色々出てきますが、なかなかそれを上手く表現できなかったり、まだ乳児性を多分に残しているところ

ろで相当ケアが必要ということで、2歳児が1人いると5歳児3人分くらいのエネルギーを使うくらいで、小さいから楽ということは全然なくて、非常に大変なのです。

0歳の赤ちゃんであれば物理的に運べるのですが、2歳児は大きい子だと20kgになるので、米の10kgを二つ持つような感じで、特に母親にとってみるとしんどい育児期です。

この2歳は、その年に2歳になる子どもなので、いわゆる保育園の1歳児に相当しますが、この1歳児の対児童数は大変多くて、さらに非常に丁寧な保育が必要ということもあって、あまりに急激な量的拡大、拡充をすると、子どもの育ちの根本が損なわれる可能性もあるので、非常に慎重にしなければいけない年齢期でもあります。その意味で、今回は2歳に光を当ててみたのです。

皆さんのお手元の調査の概要の資料4を見ていただくと、配布数・回収数というのがありますが、5歳から高2までは学校や幼稚園等の機関を通してとっております。ですから、ある程度高い回収率を予想していたのですが、2歳については、郵送とウェブの無作為抽出で、しかも、先ほどお話をしたように非常に手のかかる年齢期であって、よもやこんな回収率になるとは私も思いませんでした。

○松本部長 高かったということですね。

○川田委員 非常に高かったということです。55.6%は高いと思いました。まず、この無作為の方法であるにも関わらず、これだけ高いということが、やはり2歳の子育てされている方々が声を上げていると読むべきではないかと私は思っています。

今回の骨子の中に入っておりますけれども、孤立と言ってしまうと色々なものがそぎ落とされてしまうのですが、大きく言えばそういうことになると思うのです。非常に手が足りない状態の中でいらっしゃる。

そして、もう一つだけ申しますと、先ほどの資料1に戻っていただきまして、16ページです。私自身も、いわゆる子育て支援拠点等の実践に色々関わっている関係で、今回のこの項目を用意したのですが、真ん中辺に「近所に子育てサロンなど親子が集まれる場所があるか」とあります。「ある」と答えている方は、2歳で83.7%いますので、殆どの方は近くにそういうところがあると言っています。しかし、そのもとに、「ある」場合に、その場所に行きやすいか、行きにくい場合にはその理由を聞いているのですが、42%が行きにくいと言っています。実践に関わっている側からすると、行きにくい理由で大きいのは、人間関係や実践のソフトの中身かと思っていたのですが、結果は私の予想とは違っていて、1番大きいのは「時間がない」です。それは、先ほど松本部長が夜間勤務や早朝勤務とおっしゃられたように、働いている方はそうだと思いますが、そもそも行く時間さえないということや、車が止められないなど「交通手段のため」など、物理的な要因で、場があっても支援の機能が果たせていないことがあると思います。

今、札幌の中でも、少し自主的に進められつつありますけれども、夜間のサロンなど新しいニーズが現場の方は敏感に反応しております。今回、2歳と5歳をとったというのは非常に特徴的でもあるので、その辺に少しセンシティブな子育ての具体像を計画の方に結

びつけるときに、2歳児あるいは乳幼児の子どもを持った家庭の生活の実態をもう少し反映させた形での場のつくり方や支援の方策が出てくると、調査をしたかがあるのでは、55%の回収率に応えることができるのではないかと思います。

○松本部長 施策との関係で議論は後にしておりますので、調査結果でお気付きの点でご指摘があればお願いします。

(発言する者なし)

○松本部長 また、私からお話しします。

計画のところでも、施策の認知がとても大事だと書かれております。特に資料4の別紙で、21ページで、子育てに関する情報やサービスの利用・認知状況ということで、知らなかったという回答がそれぞれあるわけです。知らなかったと答えておられる方は、内数ですけれども、どちらかというニーズの高い方の方が多い非課税世帯やひとり親世帯です。次の22ページもそうですけれども、どちらかという、支援ニーズの高い層ほど知らなかったとお答えになっている方が多いのはとても大事なことかと思えます。

一方で、19ページを見ると、わずかではありますけれども、例えば、子どもについて悩みを相談する人、20ページの子どもの面倒を見てくれる相手で、「相談する人はいない」というのは全体で2.8%ですけれども、非課税世帯やひとり親世帯で少し上がります。

あるいは、何かあったときに面倒を見てくれる人はいますかということでも、「面倒をみてくれる人はいない」という人は1割強で、支援ニーズが高い層が割と孤立的で、かつ、サービスから遠ざけられているような状況があるかと思えます。ですから、支援につなげる、あるいは、認知がとても大事になるのだらうと思えます。

そこに加えて、資料1の43ページで、例えば、二つ目の「家庭児童相談室(区役所内)」は区役所の相談窓口ですけれども、「相談したことがある・相談している」というのは3.4%、「相談したことがない」という方は8割です。大体の方は「相談する必要がなかった」人ですが、注意をしたいのは、相談をしたことがない理由に「相談先や方法を知らなかった」という人が全体の8.6%で、うち非課税のところでは13%、さらに、「相談するに抵抗感があった」という人が、数は少ないのですけれども、2.6%で、うち非課税世帯で5.6%です。やはり、ニーズの高い層と思われる方の方が抵抗があったという回答が多いのです。これは2%、5%で、小さい数字のように見えますけれども、大体の方は「相談する必要がなかった」と答えておられますので、むしろ相談に抵抗があったのは相談の必要があった。あるいは、あると感じておられたけれども、抵抗があったと見るべきだらうと思えます。ここは詳細な分析が必要だと思えます。そうすると、抵抗があった人というのは全体の中では少ないように見えるけれども、そもそも相談する必要がなかったという人が圧倒的多数なので、ニーズがあると感じた方の中では案外高いかもしれないと思えます。

そうすると、これはサービスの認知や情報提供をするだけではなくて、相談しやすいような体制や雰囲気、あるいは、相談することに対して敷居が高いような雰囲気があるとしたら、そこをどういう風に市民の意識を啓発していく、あるいは、市役所側の意識も含め

て啓発していくか。それはすぐの施策ではありませんけれども、5年、10年を考えるとときに大変大きなことかなと思っております。それは支援メニューだけではなくて、そういう支援メニューを実行する市の体制をどうするかというときに大きなことのような気がしますので、こういうことももう少し支援の中では活かしていくべきことかと考えております。

他はいかがでしょうか。

今日は、調査のワーキンググループの加藤委員、大澤委員がお休みで、川田委員と鳥山委員がお見えです。

鳥山委員からお気付きの点はございませんか。

○鳥山委員 後ほど、施策等の関係でお話しさせていただければと思います。

○松本部会長 他はどうでしょうか。

○村尾委員 まず、事務局の皆さんと実態調査のワーキンググループの委員の方々の大変なご苦労があって、この調査報告があると実感しております。ご尽力をいただいたことに、心から感謝しています。

質問ですが、私もまだ全てを詳細に見ていないのですけれども、今回、課税世帯と非課税世帯ということで分けて、その差を比較されているところが多いと思います。これは全体的なまとめとしては、非課税世帯で経済的に苦しいと思われる家庭の方々と、その課税世帯と、色々な質問があると思いますけれども、全般的には差があったという捉え方でいいのでしょうか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） そのとおりです。

○松本部会長 全般的というか、あるところとないところがあります。それから、もう一つは、課税世帯と非課税世帯は全体の中の内数ですから、全体のところには非課税世帯も入っています。内数で見ているので、分けて分析をしているのではなくて、全体の単純集計があって、うち非課税世帯ですから、実は差があるとしたらもう少し大きくなると思います。そういう意味では、クロス分析をしているというより、単純集計を基本に出していて、非課税世帯のところだけ内数で出しているレベルです。差があるとしたら、もう少し大きくなると思った方がいいです。

○村尾委員 ぱっと見た感じだと、課税、非課税だと思ったので、今、その点を解説していただいてわかりました。

○松本部会長 課税、非課税と見えてしまいましたが、内数です。

これは内輪話ですが、当初よりも報告書の作成が遅れていまして、それは集計に入る前の資料の入力やデータの整理、クリーニングの作業にかなり手間取っています。それは予想以上に手間取って、事務局の方が大変ご苦労された中で遅れています。道の報告書は100万円刻みの所得のクロス分布になっていますけれども、課税、非課税はそういうクリーニングがなくても非課税世帯かどうかという設問だけで分けられるので、そこの分析を先行させていることと、もう一つ、非課税世帯は行政的なカテゴリーで、施策を組むときに一つカテゴリーとして考えるので、行政資料としてはそういう意味があるだろうと思います。

実態の分析というより、むしろ行政資料として意味があると考えます。

○村尾委員 それを踏まえて、もし把握されているものあれば教えて欲しいのですが、逆に、差がなかったのはどういうことだったのでしょうか、何かわかっていますか。

○鳥山委員 どの設問を差がなかったと認識されていますか。

○松本部会長 課税、非課税だけでそこを検討するのがいいのか、もう少し丁寧に所得のデータを見ながらするのがいいと思います。ただ、北海道のデータを見ている限りでは、例えば、メンタルヘルスの問題では、子どもはあまり差がないけれども、親に差が出ることはあります。多分、全部に差が影響するというより、出るところと出ないところがあるだろうという感覚があります。

○村尾委員 今回の調査の目的の一つが、経済的困窮が子どもの健やかな成長や社会的自立に与える影響を把握することだったので、私もこれをもっと読ませていただいて勉強したいと思います。

○松本部会長 もう少し丁寧に見なければいけないですけども、子どもの年齢段階によっても影響するところとしないところがあります。北大の研究として北海道のデータの分析を始めたところですけども、そういう印象があります。こちらのデータでそれがどういふふうになるか、分析をしないと何も言えません。

○村尾委員 やはり、市の実態調査としては、2歳から若者までというのは、他の自治体でないような調査ですから、ぜひその年齢段階の中での差が見えていると対策計画をつくる上でも重要なデータになると思いました。

○松本部会長 今の村尾委員のご発言は、もう少し詳しいデータを分析していないのかという趣旨かと思いますが、市としては色々とおやりになる一方で、計画づくりにも時間を割きたいと思います。それから、北大の科研の研究班で、資料の2次分析をさせていただくことで、それはそれで進めていかなければいけないと思います。そこでやったことは、またこちらにお返しするような進め方になるだろうと思います。それは市のお仕事というよりは、別のところでやって、また市にお返しするようなこともしなければいけないと思っています。

他はいかがでしょうか。

○高橋委員 非課税世帯は、ひとり親世帯かどうかに関わらず非課税世帯ですから、二つの種類があるということですね。ひとり親世帯の中の、さらに非課税世帯もあるということですね。

○松本部会長 両方全く独立したカテゴリーであります。

○高橋委員 ひとり親世帯も、男親か女親かについては分けておらず、ひとり親ですね。

○松本部会長 そうですね。

○鳥山委員 家族歴については、分析しようと思えばできます。

○松本部会長 集計そのものはデータがあるので、パソコンから0.05秒くらいで結果が出てくるような状況になっています。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 資料1の10ページに、世帯類型として母子世帯、父子世帯それぞれの割合を載せています。母子世帯が8.9%、祖父母同居の母子世帯が2.4%、父子世帯が0.5%、祖父母同居の父子世帯が0.3%という割合になっています。

○松本部長 初めて調査全体の報告が出まして、この回収状況をどう考えたらいいかですけれども、先ほど川田委員がおっしゃった資料4の別紙の1ページ、資料1なら2ページですが、2歳の回収率が大変高く、これは本当に注目すべきことだと思います。

一方で、5歳、小2、小5、中2、高2と来て、大体7割から8割近くですが、中2のところだけぽんと下がるのです。道の調査だと、こういう下がり方はあまりしないのです。道は去年、2歳、5歳の調査をやっていませんが、小2で82%、小5で79%、中2で71%、高2で76%です。これはどんな風にやったらいいのか、データの性格づけとも関わるとも思います。そういう結果であるということで、分析をしていくしかないと思います。

それから、親データと子どもデータは、子どもは子どもで封筒に入れてもらって、親は親で封筒に入れてもらって、さらに世帯ごとの封筒に入れて回収して、後でコードをつけてマッチングしています。ですから、親の所得と子どものデータが分析できるのです。マッチングができた比率はわかっておりますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 資料4の差し替え版にマッチングを載せております。

○松本部長 資料4のマッチング率を見ると、子ども票がある小5、中2、高2で、大体9割くらい、中2が7割と低いです。北海道調査は、マッチング率が大体98%です。回収状況を伺ったときの記憶ですけれども、この理由はいくつかの学校でマッチングができないような形で調査が実施されているという調査実施上のミスだったかと思います。北海道でも高校で1校あったので、高校だけマッチング率が95~6%くらいに落ちるのですけれども、小学校から高校まで調査実施上のミスがあつて、中学校ではそれが高いです。回収率が4割でマッチング率が7割ですから、全体の3割くらいしか子どもと親の母数がマッチングできないということになっています。そこは留意しながら分析しなければならないと思います。

所得階層別に子どものことを色々と分析するのですが、調査実施上のことについては、事務局で何かご検討されたり、学校関係者と協議されることはありますか。これをいくつかお伝えすることはありますか。

○事務局（奥田計画担当係長） 今後でしょうか。

○松本部長 こういう状況になっていることはお伝えした方がいいと思うのです。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それはこれからです。

○松本部長 調査を実施された側も、どうなったのかなということがあつてでしょうし、事務局も色々なところでご説明されていたと思いますが、結果的には実施上のミスと思われることでマッチング率がこうなっていると考えますので、内部で検証された方がよろしいかと思います。

これは意見です。

他はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松本部長 それでは、1時間くらい経ちましたので、今ご説明いただいた施策の柱も含めてご意見をいただければと思います。

○秦委員 基本的なことを伺います。

根本の根本ですけれども、子どもの貧困計画を本当にいいものにしていきたいと思っていますし、そのために我々ができることについては、できる限り協力させていただいたり、札幌市を応援していきたいと思っていますが、札幌市がどれくらい本気でこの貧困計画について取り組んで、何を狙っているのか、基本的なコンセンサスというか、我々とある程度波長が合っているのかどうか、いつも気になるところです。

見ていくと、子ども未来プランで掲げていることや、子どもの権利条例の推進計画に盛り込んでいる内容はかなり重複しているところがあります。では、貧困計画に特化して、ここの部分は肝入りでやっていきたいというところ、貧困計画に関しての意気込みみたいなものはどこにあらわれてくるのかは、我々はこれからより協議しながらつくり上げていかなければいけないと思っています。

そんな中で、例えば、単純な話ですけれども、子どもの貧困は、子どもの現状だけを見て貧困であるとか学習支援、子ども食堂という単純な話ではないと思うのです。その背景にある家族や若者の就労など、様々なところを網羅していくときに、今の視野だけでは狭いところがあって、それをどのくらいリンクさせていくのかを考えていって欲しいと思っています。

例えば、若者の自立を考えると、基本施策3にある自立に向けた支援で言えば、生活困窮者の自立支援は、札幌市でもマイナビにお願いしているサポートセンターはもう1年半くらい経つと思うのですけれども、実際の利用状況や実績は、どのくらいの成果が上がっていて、どのくらいの人たちが就労に向けて繋がっていたのかが見えてこない、ここに掲げてあるだけの文字を見るだけでは我々は判断がつかないところがあります。実際に実績が上がっている、これだけ就労について支援を求めている人たちが就労に繋がっている、各区の中でこれだけの事業が展開されているという辺りで、もしわかるものがあれば教えていただきたいと思います。

○松本部長 今回の秦委員のご発言は、特に重点的に行うところはどこかということと、現行施策の評価はどうなっているかの2点ですね。

○秦委員 例えば、どこかのポイントを見ていけば全体が見えるのかという切り口として聞いてみたのですけれども、そこではなくても全体的な部分で、札幌市は子どもの権利条例があるので、子ども未来プランの中にも権利条例の計画の中にも子どもに向けての施策を結構打っています。そこでカバーし切れない部分をもっと広げて、貧困について取り組んでいくという意味というか、札幌市の意気込みが見られるとありがたいということです。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まず、初めのご質問については、資料3の2枚目の基本施策1がポイントになってくると考えております。ここでも既存の施策を体系的に整理していますが、かなりの施策を実施していることがわかってきました。ただ、それを実効性のあるものとしていくためには、やはり気付いて働きかけて支援につなげていくということがより重要になってくると考えております。ここで、何かさらに実効性のある取組を盛り込んでいければなと考えています。

○秦委員 大変恐縮ですが、例えば、児童養護施設であれば、子どもの権利条例や自立支援を含めて言うと、今は大学や専門学校へ進学している子どもに関しては、月額で5万円の返済義務のない給付金がいただけるのです。ただ、それが1年間限定です。何で1年なのか分からないのですけれども、例えば、卒業するまでとか、20歳になるまでではなくて1年です。それを書くと、札幌市は社会的擁護を必要とする子どもたちの自立に向けて返済義務のない給付金を支給していますとなりますが、中をあけてみたら、何だ1年かという話になります。我々はそこに乗っかっていくための委員会では嫌だと言っているわけで、それが子どもたちの未来にきちんと繋がるための議論ができる場でなければいけないし、札幌市もそのところについて、ある程度の覚悟と思いがあって実施しているのか。予算が限られていますから、どこに分配するかという話は当然出てくるとおもいますが、その辺りをこれから深めていけばなと思っています。

○須藤委員 今の流れの中で、3点教えていただければと思います。

課題1と課題2を受けて、要するに孤立する母親と子どもたちを地域でどう支えるかで、施策1-1の最初のところの妊娠期から子育て期にかけても相談支援の取組が挙がっております。札幌市では、子育て世代包括支援センターの制度化が取り組まれていると思うのですが、それがどこまで進んできているかが1点です。

それから、次は、ネウボラです。要するに、相談する相手がいない状況の中で、ネウボラのような制度はどうか。千歳市では千歳版ということでネウボラを始めていますし、色々な都市でそういうことを取り組んでいます。札幌市においては、子どもネウボラ、妊婦ネウボラ、色々なタイプがあると思いますけれども、そのことについての取組について何かありましたら教えていただきたいと思っています。それが2点目です。

最後は、貧困が未受診をつくるのか、未受診が貧困を生むのか、そこら辺はわかりませんが、虐待との関連もあって未受診妊婦への取組について、道は調査を踏まえて何年来取り組んでいます。札幌市はまとまったデータの提示をまだされていないように思います。各病院からの届け出は上がっているのだと思うのですが、そのことについての組織的な報告や取組をどういう風にお考えなのか、この3点について教えていただければと思います。

○事務局（筒井母子保健係長） 保健所の母子保健係の筒井です。

今のご質問で答えられる点をご説明させていただきます。

まず、子育て世代包括支援センターについては、各区の保健センターが子育て世代包括

支援センターの機能を担っており、そこで取り組んでいると整理しているところです。妊娠を届け出したときの妊婦支援相談支援事業から面接まで、妊娠期からの取組は切れ目のない取組として、札幌市の母子保健事業の中では色々な事業をやっておりますので、子育て世帯包括支援センターとして位置づけています。

また、各事業の取組については、去年から、出産後から4か月未満までの母子への産後ケア事業も新しく始めたり、切れ目のない事業立てというところで取り組んでおりますが、あとは支援の中身の充実も図っていきたいと考えています。

2点目のネウボラについては、妊娠期から切れ目なく1人の支援者が変わりなくずっと見ていくという基本理念があると思います。それについても、同じ訪問指導員が訪問していくというような体制をとりながら、ネウボラ的な良い要素も取り入れて子育て世代包括支援センターの強化、充実に取り組んでいきたいと考えているところです。

未受診妊婦につきましては、委員がおっしゃったように、統計的なものが出ているのですけれども、道とも数年来、協議しながら検討してきているところです。札幌市も現状の把握をしながら、今後どのような対策を立てていくかを検討していきたいという状況でございます。

○須藤委員 最後の未受診妊婦のデータの関しましては、札幌市はとても大きな都会ですから、道としては札幌市のデータがない中で分析することの限界を調査現場では随分と上がっている状況もあります。札幌市が積極的にそこに取り組んでいただくとありがたいなという代弁も含めて確認をさせていただきました。

初妊婦の5か月の訪問から産後の訪問まで1人の指導員が行っていますが、実際に34%とお伺いしています。34%でない人たちに光を充てていかなければいけない人が含まれているのですけれども、そこら辺の取組は今後どう発展されていくのかをまた発信していただくとありがたいと思いますので、そこはどうぞよろしくお願いいたします。

母子保健の立場で言うチャンスがないものですから、今日はまとめて発言させていただきました。

○松本部会長 特に未受診は、具体的に理由の高い層をつかまえる重要な回路だと思います。具体的なやり方が見えるようなところかと思っておりますので、大事な指摘かと思っております。

鳥山委員、先ほど計画との関係というお話でしたが、いかがですか。

○鳥山委員 私は、貧困研究ということでずっとやってきて、経済的なところを気にかけてながら貧困対策計画をそれぞれの立場で立てるのだけれども、経済的支援のメニューがなかなか書けないのです。それは国の施策に縛られる部分もあるのだらうと思うのですけれども、逆に、一方で、この部分は自治体でもできるのではないかと思いますので、考えていただきたいと思っております。

それは、資料1の36ページ、37ページで、「過去1年間に経済的な理由で、次の支払いができなかったことがあったか」を8項目並べて、「あった」「なかった」と答えていただいています。税金や公的年金、家賃、水道、ガス、クレジットカードと色々と挙げてい

るのですけれども、これは一般的には匿名の調査でも、やはり隠したいという部分が出てくるので、過少に回答されている可能性があると思われるのです。それにも関わらず、それなりの人数の方が「あった」とお答えになっているのが思ったより高く出てきた印象があります。

これは、札幌市だけではないのですけれども、一方で、昨今の報道も含めて見ますと、それぞれ特に自治体で税金や医療保健の支払い、給食費の納付率を上げるためにきちんと督促していきますという感じで、法的な処理も場合によっては辞さないという督促がかなり強化されている印象があるのです。それ自体は否定しないのですけれども、恐らくてんでばらばらにそれがそれぞれの部署で行われて督促状が行くと、恐らく、この結果はもう少し分析しなければいけないのですけれども、複数にまたがって支払いができない、一つだけできなくて忘れてしていないから督促状を送ったら返せませうみたいな話ではない可能性があります。そのときに、色々なものの支払いが滞る中で、ある支払いの納付ができていないことを含めた支払い支援は自治体としても考えられることだと思うのです。それは自治体でなければ考えられない、もしかしたら減免ができるものがなされていないかもしれないことも含めて、ぱっと考えてできる話ではないと思うのですけれども、市として支払いに携わるいくつかの部署での連携も含めて、そういう方を考えるのをこの5年間の間で少し検討いただくのがいいと思っています。

○松本部長 公共料金等の滞納は、それぞればらばらに見えるけれども、重なっている場合はどう見るか、それはきっと他の問題に派生するでしょうから、それをどうつかまえて、減免あるいは公的な支援も含めて議論するのか。

貸し付け制度だと、社協がやっているような生活福祉資金の貸し付けの返済で見えるものがあるでしょうけれども、公共料金はそういう回路がなかなかないので、自治体側でちゃんと対象をつくらないと難しいと思います。でも、そういった点は大変大事で、他の地域を見ていると事件になって出てくるときは大体滞納していることがあります。ネグレクトの死亡事案なども絡んでくるので、大事なご指摘かと思います。

○鳥山委員 もう一つは、親御さんへの支援のときに就労支援が結構出てくるのですが、先ほど来、調査結果の話で時間がないというのは、仕事との兼ね合いで時間がないことが強く出てくる結果です。ですから、就労支援と子育てに必要な時間の確保の兼ね合いは忘れないでやらないとまずいと感じました。

○松本部長 就労は就労で、特に仕事のない方に仕事があるというのは大変ポジティブな意味があると思います。時間の確保とケアに関わる人手、親御さんに対してケアする人の確保とセットでないと、逆に就労支援策があってもそこに結びつきにくいことになるでしょうね。

○鳥山委員 特に、施策の1枚目に例として本市の現状とあって、例えば、朝食を毎日食べる子どもの割合を見たときも、これは恐らく親御さんの早朝、夜間の勤務との重ね合わせや、ひとり親世帯との重ね合わせでいくと、やはり関係してくると思うのです。ですか

ら、単に貧困の世帯はご飯を食べないという話ではないと思うのです。

○松本部会長 他にいかがでしょうか。

○村尾委員 先ほどネウボラとか経済的なお話がありましたけれども、私は東京のあすのばという財団で、今、自治体でどういう施策をされているのか、始まっているのかを色々と調べさせていただいています。事前に事務局に確認して、それをまとめた資料をつくってまいりました。今、お配りしてもよろしいですか。

○松本部会長 お願いします。

○村尾委員 今、色々な計画を策定されて、具体的な施策展開のステージに入っている都道府県や市町村も多くありまして、まず最初に、秦委員からあったとおり、理念や思いをどのようにというのは、その後の色々な計画や施策に繋がってきます。

ここに子どもの貧困の捉え方について書かせてもらったのですが、ここの部分は、自治体というより、色々な自治体や今の全国的な状況を見て、実践側の人間として感じているところです。

やはり、子どもの貧困という言葉の社会的認知が広がって、あすのばでも直接関わる子どももいるのですけれども、子ども自身は、こちらの札幌市の理念にも書かれているとおり、可能性に満ちたかけがえのない存在であって、子どもを取り巻く環境や支える人に余裕がなくなって、今輝けなくなってしまっています。子どもの貧困は社会側にあって、社会の問題でなければそもそも国の法律もできませんし、今こういった議論もしていないはずだという認識でいます。

その上で、子どもの貧困をどのように捉えるかはかなり議論が分かれていて、先ほども出ていたような、あくまで貧困問題であって、子どもという切り口から考えている。これは、あすのばでも貧と困として説明することがあるのですけれども、経済的などころを重視される考え方と、生まれ育つ環境や家庭の差によって生じている子どもの困りごとという困りごとの部分を重視されるような自治体や為政者がいらっしゃいます。これは現状ではどちらも非常にご意見を持たれていて、今のエビデンスや社会的な世論の動きとしても、どちらが正しいというよりは、どちらも重要な視点として捉えるべきだと考えています。この計画においても、逆に言うと、経済的な部分になかなか触れづらいというのは理解するのですけれども、どちらも必要だということは感じています。

ということで、参考事例としては、あすのば流ではないですけれども、貧へのアプローチと困へのアプローチと分けて色々な施策をご紹介させていただいています。

全てを紹介すると時間がなくなるのですが、今、国も大綱の見直しが2019年夏頃にやってくるということで、指標の見直しが検討されています。その中でも色々な議論があるのですが、ひとり親家庭の親の正規雇用率を高めましょうという指標や、色々な動きがあるので、そこら辺も札幌市で計画を立てた方がいいけれども、国の指標が変わる形になってしまうと思うので、国の動向や、もしくは、今掲げたようなひとり親の正規雇用率が非常に重要になってくると思っています。

貧という経済的部分に関しては色々あるのですが、1点は、札幌市でも月9,000円くらいをいただける高校生、大学生への奨学金があると思います。児童養護施設の方々は1年間というのは、僕も今初めて知ったのですけれども、札幌市の奨学金は在学中という話だと思っています。例えば、新規事業だけではなくとも、今ある奨学金をいかに拡充していくのか、さらに使いやすくしていくのかもこの計画に盛り込んでいけるものではないかと思っています。また、色々な取組が色々な自治体で行われているので、具体的な施策から計画を模索してみることもいいかもしれません。

裏側ですけれども、困へのアプローチということで、1番気合を入れている自治体は子どもの貧困対策課を設置していたり、大阪府箕面市では、教育委員会と福祉部局を一元化しています。そこまできると組織編成を変えるくらいになるので、非常に覚悟して、それくらいの思いを持ってということもあるのです。

先ほどのネウボラで言うと、名張市で名張版ネウボラが行われています。僕がヒアリングに伺ったときには、ハイリスクの相談場所と同じ場所でおっぱい教室というものを開催していました。出生届を出して、お母さんがおっぱい教室に行って、その場所を覚えてもらって、入りやすく繋がりをつくっていくような計画や施策の名前だけでは見えてこない非常に知恵を重ねている部分があります。ネウボラ自体はやらなくても、今の施策にどう展開するのか、もしくは、ネウボラをするのかも検討されるといいかなと思います。

他にも色々あるのですが、僕はまだ若者ですから、啓発という部分で最近いいなと思ったのは、例えば、京都府では自殺対策として京都いのちの日というものをつくっています。啓発に非常に力を入れているような自治体もあって、札幌版の子どもの日みたいなものをつくるのもいいと思いました。例えば、全国では明日から学校が始まるのですけれども、セレブレーションみたいな意味ではなくて、9月1日は子どもが自殺で亡くなるのが1番多かったです。それが経済的要因とどうリンクしているのかはまだ明らかではないのですけれども、子どもたちの遊びの機会をつくるなど、色々なおもしろい取組もこういった計画から模索できるような可能性に溢れたものにしていけたら非常にありがたいと思っています。

最後に、期待することとして、先ほど貧と困と言いましたが、今、あすのばが実践している中でも、裏返せば物心両面の支えが子どもたちに必要だということで、給付金や合宿の事業をやらせていただいて非常に実感しているところです。そこについては、ぜひお願いしたいところで、物心両面を意識していただけたらと思います。

お金で幸せは買えないけれども、お金で解決できる不幸はたくさんあるというのは、松本部会長の名言で、僕の人生の肝にもしているのです。いつか僕も社会課題が解決したら、お金で解決したいと思っています。この言葉は深いと思うので、紹介させていただきました。

何か聞きたいことがありましたら、この会議の場以外でもいつでも伺いますので、委員の皆様もしくは事務局の皆様の中であれば、ぜひお役に立てればと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○秦委員 札幌市も子どもの権利の日を決めていますね。ただ、それがどれだけ広がっているのか、子どもも知っているのかという程度だと思うのです。あるのだけれども、それがどれだけ実のある制度や施策に繋がっているのかという辺りは、もう少し頑張っただけいいです。

○松本部長 村尾委員から、各地の自治体の状況を少しピックアップしていただきまして、こういうことが可能性としてあり得るというリストを出していただきました。これは一つ一つ伺っても大変おもしろいだろうと思います。

全部を伺っている時間はありませんけれども、せっかく村尾委員が資料を出してくださったので、今のお話に関してご質問や補足で伺いたいことがあればどうぞ。

○須藤委員 札幌市では、ちあふると言って、お母さんたちが利用できる子育て支援センターがあるのですけれども、ウィークデーの5時までとか、もちろん駅から離れているし、区に一つしかないのです。わかっている方は便利ですが、近くの人しか使えないのです。ツールや人材を市の予算で上手く出前的にやっているところはあるのですか。

○村尾委員 就業支援の分野で、新潟県が時間外の9時まで受け付けているとか、出張就業相談みたいなことをやっています。これは県の事業ではあるのですけれども、各市に下ろしてセンターが民間と連携しながら展開されています。

あとは、明石市では、最近、明石駅という1番中心駅の目の前の商業施設の5階ワンフロアを全て子どもの広場みたいな感じで総合施設にしています。そこは飲食店屋さんなどがあって、非常にユニバーサルな形で、非常にアクセスもしやすいところを意識されているような取組もあります。

○川田委員 那覇の中学校区に1人の子ども寄り添い支援とはどういうものですか。

○村尾委員 これはスクールソーシャルワーカーと類似しているような事業かと受けとめているのですけれども、各中学校区に1人、子ども寄り添い支援員を配置して、昨年度から始まった事業です。この事業は、それぞれ経済的に苦しい、不登校、いじめ、虐待のリスクがあるような方々に小学校2校と中学校を担当してそれぞれ出向いています。スクールソーシャルワーカーは要請があつてからですが、寄り添い支援員はむしろ積極的に出向いていくような事業です。

ただ、那覇市からは、始めたばかりで、実績はまだというお話をいただいたところです。そういった意味では、松戸市では完全固定配置で、学校に職員として入っているスクールソーシャルワーカーがいますので、入学式から運動会、もしくは、授業にこんにちはこの形で行くようなスクールソーシャルワーカーがいます。そういう日頃からの関係づくりをされているところとか、先ほどのネウボラの名張市では、まちの保健室が小学校区に一つずつあるという話もあります。

○川田委員 今のまちの保健室にも行ったのですけれども、先ほど2歳の子育て期や児童期を考えたときには、やはり遊びだと思うのです。とにかく、お腹を抱えて笑う経験、楽

しさがすごく弱いところだと思います。札幌市はすごく自然も豊かで、公園も多いです。物理的なポテンシャルがあると思うのですが、人が繋がるような仕組みがもっとあるといいなと考えることがあります。ポストの数ほどは無理でも、交番の数くらい子どもが立ち寄れるフリーの家、沖縄県の南風原で、ドロップインをつくっているところがありますね。学びや学習という言葉はいっぱいあるのですが、遊びがないのが気になります。

○松本部会長 子どもの活動もそうですね。

○秦委員 そういうものになると、今度は子どもの権利条例の中に書いてあったりして、学び、遊び、活動は結構いっぱい出てくるのです。それがどうリンクしていくのか、どう違いをどう見せていくのか。似たような施策をいっぱい打つので、最終的にはのれんは違うけれども、中に入ったらメニューは一緒となるのはいけないと思います。

○川田委員 そういう意味では、先ほどおっしゃったように目玉があったら、市民としても非常に方向性が見えると思います。こっちも欲しい、あっちも欲しいと色々あるかもしれないけれども、目玉があればいいと思います。

○箭原委員 ここでやっているのと、こっちでやっているのは、同じようだけれども、どう違うのかというのは結構わからないです。

○松本部会長 私からお話しします。

今、村尾委員から学校単位のスクールソーシャルワーカーの配置のお話がありましたけれども、私は札幌市として重点的に整備すべきことの一つがそこだと思うのです。他政令指定都市と比べても極端に少ないです。予算のかかることですから、急に増やせないにしても、ある種の目標をもって、順次、増やすなり、人も急に確保できるわけではないので、見通しを持ったような整備計画、配置計画が必要かと思っています。

最初の施策1-1の学校における相談支援の取組に入るのかと思いますけれども、そこは年次計画でやっていかなければまずいだろうなと思います。そう思うときに、一つは札幌市のスクールソーシャルワーカーは全員非常勤で、かつ、相談があったら学校から教育委員会に上げて、教育委員会から派遣される形ですから、事案に対してワーカーがつくという格好だと思うのです。そうではなくて、担当の学校があるとか、担当の地域があるとか、当初は複数でもいいのですけれども、うちのワーカーはこの人という風になっているのとなっていないのでは、あるいは、自分の担当の学校、エリアはここという風になっているのと、事案があったらその事案についていくというのでは意味が違うと思うのです。

やはり、事案があったときにある種のセレクトを受けて、セレクトされた事案について、ワーカーが行くとなると、結局、ワーカーの数に規定されてくるのだろうと思います。これは議論だろうと思いますけれども、形としては、もちろん数が多いだけではなくて、担当という形で、その地域の社会資源を整備していく一環、それは学校区単位なのか、何単位なのか、地域で色々な相談機関が結びついていく、その地域での相談が有機的に結びつく中の一環として位置づけていくことが重要だと思っています。

これは私の意見です。

○箭原委員　うちのひとり親家庭のお話し合いをすると、結構な割合で不登校児を抱えているお母さんが多いです。学校の中でも大体一クラスに一人か二人の不登校児がいるのは普通になってきていますので、その中でひとり親家庭で抱えている不登校児は結構多いです。では、どうするかといったら、お母さんが働きに行っているので、本当に1人でのことです。そして、そのままひきこもりになってしまうという流れがずっとできてしまっています。

私は、なるべくお子さんには、すてきな納税者になってください、納税するということは稼いでいるということですから、稼ぐ人間を育てましょう、だから、学校に行かなくてもいいから稼げるようになりましょうということをやっているのです。そのくらいの割合で、お母さんが学校に行かなくていいかと言って、ちょっとふわっと顔がやわらかくなるのです。そうやって言っているくらいいるので、そういう子たちが軽くどこかで行ける場所とか、何も言われないでいい場所、フリースクールもあるのですけれども、あれもまたスクールなのです。そうすると、その中で人間関係ができたりしてしまうので、そうではないところも何かあると思います。貧困対策は、子どもからしていかないと納税者になってももらえないと思うのです。

○松本部長　色々な施策が出ると思うのですけれども、資料3の1ページ目の計画の対象に、「貧困に起因する困難を抱えている、あるいは将来その恐れがある子ども・若者とその家族」とあります。こういう風にターゲットを絞って、そこが利用できる施策があるでしょうけれども、一方で、全員が利用できるものが基本だと思うのです。そのときに、さっきから話題になっているのは、全員が利用できるもの、地域に開かれているものだけでも、不利なり困難を抱えている人ほど結びつきにくいということがどうもあるのではないかという話です。色々とメニューを並べるといっても、それがきちんと結びつくように施策そのものの実施方法をそれぞれ見直していくと、時間の問題や費用負担の問題、あるいは、通いやすさ、利用しやすさという観点があります。もちろん、先ほどから施策の中にも入っている情報の周知もありますし、全体としては利用しやすい、利用することが恥ずかしいことではない、それぞれの施策を見直していく観点がとても大事になってくるのだらうと思います。色々な資源が地域にあることがとても大事で、利用しやすい、届きやすい観点からもう少し見直すのが今の子ども・家族施策かと思います。

今のスクールソーシャルワーカーの話をきちんと入れておくべきだろうと思うのと、もう一つは、親御さんの健康、特に精神保健の問題とのリンクは、それはそれで別の部署がやることになるのかもしれませんが、この中に入れてそれと連動する観点が要ると思います。特に就労に結びつきにくいというときに、一方で親御さんが一人あるいは二人が抑鬱状態になることがあるときに、子どものケアが上手くいかないことが出てくると思うのです。母子保健ではそれがテーマでしょうけれども、精神保健施策の家族支援とのリンクは必要かと思います。

資料1の12ページに、「こころの状態」とあって、これは抑鬱指標を点数化したものです。これはよく使われるもので、何点以上だと鬱状態のリスクが高いという指標です。まだ国民生活基礎調査の分類くらいしかやっていないのですけれども、川田委員、何点からリスクが高いかわかりますか。

○川田委員 たしか階層Ⅲからではないかと思います。

○松本部長 そうすると、10点以上くらいからで、精神保健では15点以上だと割とリスクが高い層ですね。ここが全体で3.5%、非課税世帯で7.1%とあるので、正確に精神保健で使われている指標の値をもう一回ちゃんと調べなければいけないのですけれども、それ以上だと質的に少し変わってリスクが高い層となるという点です。仮に階層Ⅳの15点以上を暫定的に置いたとすると、全体で3.5%、要するにクラスに1人か2人の親御さんです。特に非課税世帯、特にニーズの高いと思われるところに高いことになります。先ほどの受診抑制やサービスの利用状況、孤立の問題と重なります。そういう方にターゲットを絞ってアウトリーチの問題と、もう一つは、そういう場合でも利用しやすいような工夫、全体を対象にしたユニバーサルな施策の両方を考えておかなければなりません。

特に今の子育て支援は、親御さんと色々と動いて支援を求めて、支援に結びつくという仕組みのものが多いので、精神的に抑鬱状態にあるときにはそのアクションはとれないというところが最初のネックになってくると思います。その配慮、あるいは、子どもに関わるような方への研修です。会えるときは元気なときで、会ったら元気だよという話になります。でも、元気なので会えるということになると思います。そういうことへの理解も含めた研修なり啓発も含めて必要かと思いました。

これがいくつか気付いたところで、施策をかなりつなげていって見直していく形で、メニューに書いたらあまり変わらないけれども、やり方を工夫して変えていければ、改善していければということかと思います。

他はいかがでしょうか。

○秦委員 今後の方向性的なことですが、私は、かつて子どもの権利条例の委員会に入っていたので、議論している内容が比較的同じように感じます。子どもの権利条例と貧困対策ではほぼ同じような議論がされて、結局、それをどう仕切っているのだろうか、こういう制度が必要ではないか、こういうところに視点が必要ではないかというのが、それぞれ別の委員会だけでも、同じようなことが議論されていて、でき上がってきたものが何となく似たようなものになっていってはいけないと思います。

ですから、子どもの権利条例で話すべき内容と、貧困対策で取り組むべき内容について、1番最初に言わせてもらいましたけれども、札幌市でそもそもどういう視点で何に取り組んでいくのか、もっと明確に表示してもらった方が進めやすいと思います。

ですから、子どもに係る子どもの権利全般、子どもの幸せに関しては子どもの権利でやるので、子どもの貧困については、むしろ経済支援に向けての話になるのか、それとも、子どもの権利条例の中では補い切れない部分について、さらに強化する意味を含めた貧困

対策というつくりなのか、その辺りがある程度欲しいと思います。

松本部会長がおっしゃったように、何となく表記されている内容が似たようになっていけるけれども、中身の取組が違うこともそこで再度明確にすることも必要だと思うのです。これから何年間か取り組んでいく中で、この二つが両輪的にしっかりと機能しながら制度として整っていくと、少し子どもたちの未来に向けての希望が持てると思うのです。その辺の札幌市の意図がもう少し明確になるとありがたいです。

○松本部会長 これから肉づけをしていくことかと思えますし、その中でお気づきになったことは個別に出もお寄せいただいて、少し肉づけできたらと思えます。

色々と計画をつくるにしても、新規事業がそんなに入っていないです。新規事業を入れればいいというものではないと思えますけれども、今あるものをどういう観点で見直していくのか、あるいは、つないでいくのかということが大事だと思います。他でやっているから子どもの貧困ではやらないとなると、殆ど残らないです。「札幌市子どもの貧困対策計画」でやる意味は、色々なところでやっているものをもう一度貧困対策の観点からきちんと見直していく、つないでいくという実行体制をつくり出すということだと思うのです。そうなったときに、メニューを整理していただくのは見取り図として大変わかりやすいのですが、結局どうつなぐのか、実行体制をつくるのか、あるいは、そういうものを検証していく体制をどうつくるのか、そのメニューを考えるよりも、札幌市の実施体制をどう考えるのかがとても大きいと思えます。

例えば、これは検証というときに、並べてみてどこがどういうふうに不都合なのか、こっちでやっているけれども、こっちではまだよくわからないということはどういうふうに全体として検証していくのか、それでパーフェクトなものができるよりも、むしろ、色々と並べてみて実施していくときにどういう問題が貧困対策の観点から大事だということをやっている中で検証して盛り込んでいく、つないでいくような体制をどうつくるかが1番気になっています。

月1回開催していた札幌市就学援助審議会が2日前に終わりました。それはすごく関わることだと思いますけれども、ここには殆ど話が出てこないです。それは委員会が違うし、管轄も違うからだと思いますけれども、そういうことをここでも共有する必要があると思えます。我々は、結果を新聞報道で知ることになるわけですが、そういうことではないと思うのです。ある意味ではいっぱいあると思えますし、たまたまこの部会が関わっているのですけれども、社会的擁護のことは擁護のことで、また児童相談所を中心に色々とやられているところです。

次のときに、計画のメニューとして、どこを重点的にするか、それに加えて、どういう観点で色々な施策をつないでいったり直していったりするのか、利用しやすさというのはそういうことだと思うのです。札幌市の体制としてどういうふうに考えるか、そこをどう強化していくかが計画の中に入ると。メニューを並べて整理していくのではなくて、中にそういうものが入るような計画だと、その後の繋がりがとてもいいのではないかと思います。

す。

これは私の意見ですが、そういうこともご検討いただいて、計画案として出していただくことが次に繋がっていくことかなと思いました。課題も多いし、どれが大事で、どれが大事ではないかなんて甲乙つけ難い中で、まず、どこに手をつけていくかということがありますから、十分なものを全部できるかどうか、あるいは、それを実行する体制を見直していったバージョンアップしていく体制をどうつくるかが非常に大事かと思えます。

他はいかがでしょうか。

○村尾委員 先ほどの松本部会長のお話ですと、例えば、足立区では子どもの貧困対策担当部をつくっています。どこかでお話を聞く機会があれば1番いいと思えますけれども、子どもに関連にするものを横串を刺したことにより、何が課題であって、何が抜けているのが整理できたのも、この計画をつくったり施策を進めていく上で非常に良かったというヒアリングを受けています。

その部長はすごくおもしろい人で、子どもとお母さん、お父さんへ、子ども施策の花束をつくることで、何色が足りないとか、何の花が足りないということを次にやっていきたいと言っていました。先ほどのご意見は、足立区の事例においても非常に重要だということをおっしゃっていました。

重点項目については、僕が気になるのは、色々な実態結果では家計の黒字はどちらでもなくが1番左上に出てきているのは何か意図があつてなのか、たまたまなのか、わからないですけれども、課題では6になっていて、課題は重要な順番から並べているのかもよくわかりませんが、今回の市の実態調査に基づいて計画をつくるにおいて、この家計の状況が非常に深刻であるのであれば、今できることは少なくともそこは重点的に見ていくべきだと思います。

それから、先ほどの乳幼児のお話も、実態調査に組み込まれていない部分があるので、その意味で課題1となっているのかなと推測したのです。

さらに、子どもの権利のことで、市独自で実態調査を今まで積み重ねてきたことも、ここに活かせるようになればいいなと思いました。

○松本部会長 今後、市でまた色々と肉づけをされていくような作業に入るので、これから本番ですけれども、我々も、こういう委員会としてそういうお仕事に協力する立場でありますから、そういう観点で何かご発言があればと思います。

○村尾委員 こういう話をしていくと本当に幅が広いのですけれども、一つだけ言います。

僕は父子家庭の当事者ですけれども、時間がないという中で、お母さんは時間がないということでしたが、お父さんも非常に時間がない状況になっていると思います。深刻さで比べると母子家庭の方が出てくると思いますが、そこもぜひカバーしていただきたいと思えます。

時間がないことも若いころはいいのですけれども、個人的な話ですが、僕の父親は還暦を迎えまして、もう病気で死にそうです。65歳までは働けないので、退職するような状

況になっています。本当に悪影響があることを感じながら、すごく申しわけないような気持ちでいます。時間がないということも、母親にしろ、父親にしろ、ぜひ応援して解決していけるような計画になって欲しいと思っています。

○松本部会長 札幌市のデータでは、まだそこまでの分析は進んでいませんけれども、道のデータで、世帯類型を見たときに父子世帯の特徴は相談相手がいないことです。そこは父子世帯にぼんと高く出ます。恐らく、札幌市も、もう少し分析していくとそうなのではないかと思います。色々なご無理がたたることが重なることがあるでしょうから、当然、大事な点だろうと思います。

他はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松本部会長 それでは、今後市で作業を進められて、もう少し肉づきの案が出た段階でお集まりいただくことになろうかと思っています。

日程については、作業の進捗を見ながら改めて事務局からお知らせすることになろうかと思っています。

事務局にお返ししますが、今後のスケジュール等で補足があればお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 部会長がおっしゃられたように、作業の進捗状況が明らかになった段階でお知らせしたいと思います。

○松本部会長 今日の議論を受けて、事務局から何かございませんか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 特にありません。

3. 閉 会

○松本部会長 それでは、今日の会を閉じたいと思います。

お忙しいところをどうもありがとうございました。

以 上